

2021年1月17日

日耳鼻兵庫県地方部会

会 長 丹生 健一
福祉医療委員長 李 進隆
補聴器キーパーソン 大津 雅秀

1月7日付けで表記の件が学会会員に対してメール配信され、ご覧になられていることと存じます。学会HP「補聴器相談医」ページ内 <http://www.jibika.or.jp/members/nintei/hochouki/index.html> には Q&A も掲載されておりますが、わかりにくいとお声もあり、要点をまとめましたのでご覧ください。

改正の要点

- ① 補聴器相談医の委嘱期間は5年間とすること（旧制度6年間）
- ② 補聴器相談医資格更新に必要な単位数は5年間で2単位以上とすること（旧制度3単位）
- ③ 5年毎の専門医資格更新時に補聴器相談医資格も同時に更新すること
- ④ 日耳鼻会員情報システムにより補聴器相談医の単位管理を行うこと
- ⑤ 補聴器相談医委嘱・更新等に関わる事務手続きは、日耳鼻会員マイページ上で期間内（3月16日～4月15日）に会員各自により行うこと（旧制度では地方部会事務局を通じて申請）
- ⑥ 更新手数料は5000円とすること

旧制度で委嘱された補聴器相談医の委嘱期間は6年間のままである。旧制度で委嘱された相談医の更新のために必要な単位数も「2単位」以上でよい。旧制度での更新のための講習会（2時間1単位）で取得した1単位は、そのまま新制度（3時間1単位）の更新のための1単位として認められる。更新の直近3年間に1単位必要であった条件は廃止された。

委嘱期間は6年のままではあるが、専門医の更新年度を迎えた場合は、専門医の更新と同時に、（委嘱期間の満了を待たずに）相談医の更新申請を行う。相談医資格を取得（更新）してから専門医更新までの期間に応じて、相談医更新のために取得すべき単位数は以下の通りである。

相談医取得後1年以内：不 要
相談医取得後2年以内：1単位
相談医取得後3年以内：1単位
相談医取得後4年以内：2単位
相談医取得後5年以内：2単位

専門医更新の際に、相談医の単位を満たしていない場合は、同時更新は行わず、相談医の任期が終了する年度に更新申請を行う。

以上。

従いまして、補聴器相談医の任期に関わらず、次回の耳鼻咽喉科専門医の更新時には相談医の更新単位も満たしておくことが望ましいこととなります。特に専門医の更新を来年、再来年に迎える予定の先生方に置かれましては、取得単位数をご確認いただき、不足している場合は追加の救済措置として2021年2月9日から予定されている更新講習会録画のオンデマンド配信の受講もご考慮下さい。